

小松市地域公共交通計画策定調査業務仕様書

1. 業務名

小松市地域公共交通計画策定調査業務

2. 業務目的

現行の小松市における地域公共交通マスタープランである「こまつ地域交通プラン」が、令和7年度に計画最終年度となることから、これまでの地域公共交通事業に関する小松市の取り組みを総合的に検証し、現状における地域公共交通の課題や市民ニーズ、潜在的ニーズを把握するとともに、今後の小松市にとって望ましい適材適所で持続可能な地域公共交通を構築するため、次期の小松市地域公共交通計画を策定することを目的とするものです。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託上限額

10,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務内容

小松市地域公共交通計画策定調査に向けて必要となる次の業務を行うもの。

(1) 関連計画の整理

小松市の上位・関連計画から、小松市が目指す将来像やまちづくりの方向性と地域交通が目指す姿について整理を行う。

(2) 地域特性・人口等の現状診断

小松市における下記の項目について、現状を把握し、可視化するもの。

ア 人口情報と地域特性

人口情報（居住人口、高齢人口、従業者数等）と地域特性情報（病院、学校、商業施設、企業等）を重ね合わせ、移動の出発地・目的地の分布状況を把握

イ 交通ネットワーク情報

人口・地域特性情報と交通ネットワーク情報（鉄軌道、バス、コミバス、タクシー、公共ライドシェア等）の情報を重ね合わせることで交通空白の実態や立地適正化計画の公共交通軸との整合情報等を把握

ウ 交通サービスの利用情報

人口・地域特性情報・交通ネットワーク情報に対して、利用実績の情報を重ね合わせることで、交通サービスの需要と供給のギャップを把握

エ 潜在需要

現在の交通サービスでは顕在化できていない潜在需要を把握

オ 市民ニーズの把握

市民アンケート調査について、無作為抽出（3,000票：高校生・高齢者・生産年齢世代に区分）・郵送による配布・回収を実施

カ 交通事業者ヒアリング

路線バス運行事業者、タクシー事業者、ライドシェアドライバー、地域の自家用有償運行者等へのヒアリング調査を行い、運行における課題を把握

キ 課題の洗い出し

公共交通軸と拠点の充実・保証（枝の交通）と「交通空白」における移動の確保（葉の交通）の観点から課題の洗い出しを実施

(3) 地域交通が目指す姿、施策の設定

- ・地域の現状及び将来見通しを踏まえ、小松市が目指す「地域交通体系」の整理
- ・現状診断から洗い出された「課題」を類型化し、それに対応する対策類型の設定

(4) KPI・目標値の設定

施策の進捗・効果が説明しやすいKPI設定

(5) 事業スケジュール、評価の検討

事業スケジュール及び計画期間内のモニタリング・評価方法の検討

(6) 地域住民ワークショップ等開催支援

課題解決のための住民ワークショップを開催支援（4回程度開催）

(7) 小松市地域公共交通活性化協議会及び部会の運営支援

- ・小松市地域公共交通活性化協議会「以下「協議会」という。」及び部会の開催にかかる資料準備や会議記録の作成（協議会・部会共に4回程度開催）
- ・市民等から意見を募集するために実施するパブリックコメントの実施支援
- ・学識経験者（副会長、部会長）への事前説明

6. 成果品

(1) 業務報告書 電子データ

(2) 本計画 電子データ及び印刷30部

(2) 本計画概要版（A3判見開き） 電子データ及び印刷30部

(3) 上記(1)、(2)の現行の電子データ 電子媒体一式

(4) その他本業務に使用した各種資料、分析等に用いた電子データ 電子媒体一式

※PDFデータ、加工可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成

7. 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、協議会の検査を受けなければならない。

(2)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに協議会が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行なうものとし、これに対する経費は、受託者の負担とすること。

8. 成果物の帰属

業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て協議会に帰属するものとし、協議会の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

9. 個人情報の保護・秘密の保持

(1)この業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、この業務の履行にあたって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

10. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、協議会と受託者が協議の上、協議会の指示に従うものとする。

11. その他

(1) 業務の遂行にあたっては、協議会担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様の変更を必要とする場合、予め申し出の上、協議会の承認を得ること。

(3) 本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合、書面にて協議会の事前承認を得ること。再委託の受注者は本契約に基づき受託者が負うものと同様の秘密保持義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(5) 業務中に生じた諸事故並びに協議会及び第三者に与えた損害に対しては、協議会担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。